

# ○小樽商科大学出版会規程

(平成19年12月19日制定)

改正 平成20年4月25日施行 平成30年4月1日施行  
令和4年4月1日施行 令和6年4月1日樽大規程第12号

## (設置)

第1条 小樽商科大学(以下「本学」という。)に、小樽商科大学出版会(英文名称は、Otaru University of Commerce Pressとする。以下「出版会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 出版会は、教育研究に関わる学術図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布を通じて、本学の教育研究とその成果の発表を助成するとともに、学術・教育・文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

## (活動)

第3条 出版会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 教育研究に関わる学術図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布
- (2) その他出版会の目的に関わる事項

## (会長)

第4条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

## (審議)

第5条 出版会に関する審議は、小樽商科大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)において行う。

2 委員会は、出版会に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 運営に関すること。
- (3) 財務に関すること。
- (4) 編集に関すること。
- (5) その他出版会の管理運営に関すること。

## (事務)

第6条 出版会の事務は、学術情報課が行う。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、出版会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

## 附 則(平成20年4月25日施行)

この規程は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

## 附 則(平成30年4月1日施行)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人小樽商科大学出版会運営委員会規程は、これを廃止する。

附 則(令和4年4月1日施行)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日樽大規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。